

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和7年1月17日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル亘理店
亘理郡亘理町逢隈牛袋字谷地添39番4 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- 3 市町村の意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通について
出入口が国道側のみのため、来店時の右折車両による国道6号の渋滞が懸念される。
利用者の店舗への出入りにおける接続先の道路については、片側1車線対面通行の道路となっており、出入口付近での混雑が予想されることから、当該店舗の混雑予想時間帯に交通整理員を配置し適切に誘導するとの計画どおりに交通渋滞の緩和についての対応を行うこと。
 - (2) 歩行者等の通行の利便性確保について
歩行者通行の利便の確保等について、立地場所が逢隈小学校・逢隈中学校に接近しており、児童・生徒の下校時間と当該店舗の混雑予想時間帯が重なることが想定されるので、当該時間帯には、交通整理員を配置するなど児童等の交通安全確保に万全の対応をすること。
 - (3) 騒音について
事業所から発生する騒音について、騒音予測結果・影響評価により判定・評価されているが、等価騒音レベル予測結果において基準超過している項目があることから、周辺住民への事前相談等によりトラブルを防ぐこと。
また、今後周辺地域の開発等により居住者から町へ苦情があった場合、内容の報告及び相談、協力依頼することがあるため了承すること。

(4) 廃棄物について

廃棄物の処理について、収集業者と十分に打合せをし、廃棄物の減量化と適正処理に努めること。

(5) 街並みづくりについて

屋外照明・広告塔照明の設置にあたっては、周辺住民の生活を十分考慮し、光害対策を講じること。

(6) その他

亘理町において、町民・事業者・町が協働・連携し取り組むべき環境施策として「亘理町環境基本計画」及び「亘理町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しているので、これらの計画を推進するため協力すること。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター及び亘理町役場

6 縦覧期間

令和7年1月17日から令和7年2月17日まで（ただし、閉庁日を除く。）